

大阪府監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府議会議長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	西野	修平
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗

監査の結果に基づき講じた措置
別紙のとおり